

定 款

令和4年6月22日改正

大阪市北区西天満二丁目4番4号
積水化学工業株式会社

積水化学工業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は積水化学工業株式会社と称する。
- 2 英文では Sekisui Chemical Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は下記の事業を営むをもって目的とする。
1. 合成樹脂製品の製造及び売買
 2. 化学工業製品の製造、加工及び売買
 3. 次の物品の製造、加工及び売買
 - (1) 家庭日用品、家庭用機器及び繊維製床敷物、カーテン、壁紙等室内装飾品
 - (2) 事務用紙製品、筆記用具、製図用器具等事務用品及び包装用袋、粘着テープ等包装材料
 - (3) 医薬品、医薬部外品、福祉用具、医療用具及び医療用機械器具
 - (4) 化粧品、石鹼及び合成洗剤
 - (5) 調味料、食料品及びその副産物
 - (6) 電気用、理化学用及び工業用セラミック製品
 - (7) 計量器、測定機器、分析機器及び時計並びに鍵及び錠
 - (8) 住宅用設備、電気機械器具、環境保全機器及び運搬用機器
 - (9) プラスチック加工機械、化学機械及び金型
 - (10) 建築材料及び緑化造園材料
 - (11) 合板、パーティクルボード等木製品
 - (12) 鋼管、非鉄金属管及び金属バルブ並びにその附属品
 - (13) 電子制御機器、電子計算機等電子機器及びその附属装置
 - (14) 通信機械器具、電気音響機械器具及びその附属装置
 - (15) 写真機、望遠鏡等光学機器及びその附属品
 - (16) 事務用機器、包装・荷造機器及び家具

- (17) 運動競技用具、スポーツウェア、スポーツシューズ等スポーツ用品及び旅行鞆、洗面用具等旅行用品
4. 前各号に関する技術の供与及び各種プラントの設計、製作、売買並びに技術指導
 5. 前各号に掲げる物品等の輸出入、賃貸借並びに修理、運転、検査及び保全
 6. 建設工事の設計、施工、請負及び工事監理並びに測量
 7. 都市計画、市街地再開発に関する計画、立案及び設計並びに宅地の造成
 8. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理及びその代理、仲介並びに不動産鑑定
 9. 建物の清掃、保守、消毒、機器運転等建物サービス業及び警備業
 10. 樹木及び草花の栽培、育成及び売買並びに園芸及び園芸サービス業
 11. 木材、竹材の売買及び輸出入
 12. コンピュータソフトウェア、情報処理システム、システムエンジニアリングの開発及び売買
 13. 情報の処理、提供、通信等情報サービス業及び市場調査業並びに電気通信事業
 14. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務、金銭の貸付、信用保証、有価証券の売買並びにファクタリング業、総合リース業及び投資顧問業
 15. クレジットカード業及び前払式証票の発行
 16. 商業デザイン業、工業デザイン業及び広告代理店業並びに室内装飾の企画及び設計
 17. 印刷業並びに出版物、ビデオテープ、カセットテープ及びコンパクトディスクの企画、製作、複製、売買
 18. 各種イベント及び商品展示場の企画、運営及び管理並びにそれらの入場券の販売及び斡旋
 19. カルチャーセンター、フィットネスクラブ、スポーツ教室等の経営及びコンサルティング業務並びに従業員研修、技能研修、職業訓練等の企画及び請負
 20. 倉庫業、荷捌・配送事業、陸上・海上・航空運送業及び貨物運送取扱業並びに労働者派遣業及び計算事務代行業務
 21. 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業並びに処理施設の維持管理及び運転
 22. 臨床検査業、物質検査・分析業及び土質、水質その他環境測定分析業

- 23. スポーツ、文化教養、研修、宿泊、医療、植物園、遊園地、
駐車場及び飲食店の経営並びに温泉供給業及び旅行業
- 24. キャンピングトレーラー、ヨット、ボート及び滑空機等の売買、賃貸借、修理、
管理並びに運転・操縦指導
- 25. ゴルフ会員権等の会員権及び美術工芸品、貴金属製品、宝石類の売買、斡旋並び
に仲介
- 26. 煙草、酒類、郵便切手類、収入印紙の売捌業
- 27. 地方特産物（食品、民芸品等）の通信販売
- 28. 衛生用品、健康食品の販売
- 29. 生活支援・介護・看護・福祉に関するサービス・商品の販売・調査及びコンサル
ティングその他関連事業並びに高齢者向け施設・住宅に関する設置・運営・管理
その他関連事業
- 30. 電気の供給・発電・売買、エネルギー機器の制御
- 31. 前各号に付帯する諸般事業をなすこと

（本店）

第 3 条 当社は本店を大阪市に置く。

（機関）

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によっ
て電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,187,540,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款で定めるもののほか、取

取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は代表取締役がこれに当る。ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、議決権のある他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、その株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社に取り締役 3 名以上 15 名以内を置く。

- 2 取締役が任期中に退任したときは補欠選任を行う。ただし、法定数を欠かない限り取締役会の決議により補欠選任を延期し、又はこれを行わないことができる。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役及び取締役相談役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長を定めることができる。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役相談役を定めることができる。

(取締役会)

第 24 条 取締役会は特に法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

- 2 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の招集及び決議)

第 25 条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開

催することができる。

3 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任限定契約)

第 27 条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社に監査役 3 名以上を置く。

2 第 19 条第 2 項の規定は監査役に準用する。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第 32 条 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役会の招集及び決議)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

3 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任限定契約)

第 34 条 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(附則)

現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。